

	基本計画記載事項	最新のデータ	取組内容	
			実施（済）内容	令和4年度の実施予定
	■推進体制			
	I 市町村の役割			
1	市町村は、子供の読書活動を一層推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校、図書館、民間団体民間企業といった関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努める。		○様々な機関との連携、協力の事例を収集し、「公共図書館・学校図書館実践事例集」を教育委員会へ周知すると共に、図書館司書専門講座、新任図書館長研修、地区別研修等の図書館関係者に対する研修等において周知。 ⇒令和元年度予算「子供の読書活動の推進事業」の調査研究で実施	○引き続き、研修等において周知。
2	市町村がこのような施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては、推進法第9条第2項に規定されているように市町村推進計画を策定するよう努めることとされており、その際、可能な限り具体的な目標を設定することが求められる。	【市町村推進計画策定状況】 ・今計画期間中の目標 市100%、町村70% ・令和3年度末現在 市93.9% 町村74.4% (令和3年度文部科学省調べ)	○策定状況調査を実施し教育委員会に周知。 ⇒平成30年度～令和3年度に実施 ※令和2年度は新型コロナウイルスの関係で調査未実施	○策定状況調査（令和4年度末現在）を令和5年2月に実施予定。
3	市町村推進計画を既に策定している市町村においても、基本計画及び都道府県推進計画の見直しの状況を踏まえながら、市町村推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて市町村推進計画の見直しを行うよう努める。	【市町村推進計画策定状況】 ・今計画期間中の目標 市100%、町村70% ・令和3年度末現在 市93.9% 町村74.4% (令和3年度文部科学省調べ)	○策定状況調査を実施し教育委員会に周知。 ⇒平成30年度～令和3年度に実施 ※令和2年度は新型コロナウイルスの関係で調査未実施	○市町村推進計画の策定状況調査（令和4年度末現在）を令和5年2月に実施予定。
	II 都道府県の役割			
4	都道府県は、市町村と同様に、子供の読書活動を一層推進するため、教育委員会のみならず福祉部局等が連携することに加え、学校図書館、民間団体、民間企業といった関係者の連携、協力によって横断的な取組が行われるような体制を整備するよう努める。		○様々な機関との連携、協力の事例を収集し、「公共図書館・学校図書館実践事例集」を教育委員会へ周知すると共に、図書館司書専門講座、新任図書館長研修、地区別研修等の図書館関係者に対する研修等において周知。 ⇒令和元年度予算「子供の読書活動の推進事業」の調査研究で実施	○引き続き、研修等において周知。
5	都道府県は、市町村に対し、図書の長期貸出し等都道府県立図書館を活用した支援を行うとともに、他の市町村の施策の紹介や域内の市町村や関係者が連携して読書活動を推進するための助言等を行うよう努める。		○「望ましい基準」について、図書館司書専門講座、新任図書館長研修、地区別研修等の図書館関係者等に対する研修等において周知。 ○様々な機関との連携、協力の事例を収集し、「公共図書館・学校図書館実践事例集」を教育委員会へ周知すると共に、図書館司書専門講座、新任図書館長研修、地区別研修等の図書館関係者に対する研修等において周知。 ⇒令和元年度予算「子供の読書活動の推進事業」の調査研究で実施	○引き続き、研修等において周知。
6	特に、課題となっている高校生の時期の子供を対象とした取組については、多数の高等学校を所管する立場から、市町村と連携しつつ、施策を推進するよう努める。		○発達の段階による効果的な取組を支援 ⇒平成30年度は「子供の読書活動の推進事業」の読書コミュニティ拠点形成支援、令和元年度・2年度は同事業の発達段階に応じた読書活動の推進、令和3年度は同事業の新しい生活様式などを踏まえた読書活動の推進委託事業で支援 【高校生への施策】 ・平成30年度 1件 ・令和元年度 7件 ・令和2年度 1件 ・令和3年度 2件	○引き続き委託事業で支援 ⇒「読書活動総合推進事業」で実施
7	平成29年度末時点では全都道府県において都道府県推進計画が策定されているが、基本計画の見直しの状況を踏まえながら、都道府県推進計画の内容や目標の達成度等について点検及び評価を行い、必要に応じて都道府県推進計画の見直しを行うよう努める。		○ブロック会議を開催し、都道府県推進計画の見直しの実施を周知。 ⇒平成30年度 全国6か所で開催	
	III 国の役割			
8	国は、本計画に基づく施策を推進するため、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、都道府県及び市町村相互の連携の更なる強化を図る。		○ブロック会議を開催し、計画の周知普及を実施。 ⇒平成30年度 全国6か所で開催	

9	<p>国は、国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるために、都道府県、市町村、民間団体等と連携し、「子ども読書の日」等の全国的な普及啓発の推進や、優れた取組の奨励を図る。</p>		<p>○「子どもの読書活動推進フォーラム」にて普及啓発を実施するとともに、同フォーラムで優れた図書館等の表彰式を実施。(30年度～4年度) ⇒「子供の読書活動の推進事業」で毎年度実施</p> <p>○「子ども読書の日」啓発ポスターの作成・配布(30年度～4年度) ⇒「子供の読書活動の推進事業」で毎年度実施</p> <p>○HP「子供の読書キャンペーン」特設ページの開設(2年度～) ⇒令和2年3月に特設ページを開設</p> <p>○HP「子ども読書の情報館」で普及啓発(30年度～3年度) ⇒文部科学大臣表彰者の取組事例や、啓発ポスターの画像を掲載</p>	<p>○HP「子ども読書の情報館」に令和4年度の文部科学大臣表彰者の取組事例を掲載</p>
10	<p>国は、都道府県が市町村への支援等子供の読書活動を推進するに当たって必要な支援を行う。具体的には、子供や子供の読書活動に関する現状のデータ、優良事例(読書に関わる主体の連携による取組、子供同士の取組、教員研修等)等の情報を収集・分析・提供するとともに、必要な助言を行う。</p>		<p>○学校における読書活動の現状を調査し教育委員会へ周知。 ⇒令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」で実施</p> <p>○令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」の詳細分析を実施。 ⇒令和3年度「子供の読書活動の推進」調査研究で実施</p> <p>○様々な機関との連携、協力の事例を収集し、「公共図書館・学校図書館実践事例集」を教育委員会へ周知。 ⇒令和元年度予算「子供の読書活動の推進事業」の調査研究で実施</p>	<p>○令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」の詳細分析を公表予定</p>
11	<p>スマートフォン利用の長時間化により読書活動の時間が減少している可能性や、これを活用した読書活動の推進や言語活動の充実策について、国は、本計画の実施期間中に詳細な実態把握とその分析を行う。</p>	<p>【電子書籍の利用割合】(平成30年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学生: 16.1% 中学生: 18.7% 高校生: 21.4% <p>(平成30年度「子供の読書活動の推進事業」調査研究)</p> <p>【電子書籍導入件数】(令和2年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2%の自治体が(すべてまたは一部の)公立学校に電子書籍を導入 ・約1割の自治体は公立学校に電子書籍を導入予定・検討 ・約1割の自治体が(すべてまたは一部の)公立図書館で電子書籍を貸出 ・約3割の自治体が公立図書館で電子書籍を貸出予定・検討 <p>(令和2年度「子供の読書活動の推進事業」調査研究)</p> <p>【電子書籍所蔵校】(令和元年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立小学校 0.2% ・公立中学校 0.3% ・公立高等学校 1.4% <p>(令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」)</p>	<p>○平成30年度に「新しい時代における電子メディアと読書に関する調査」を実施及び教育委員会に周知。 ⇒平成30年度「子供の読書活動の推進事業」調査研究で実施</p> <p>○令和2年度に「電子図書館及び電子書籍を活用した子供読書活動に関する実態調査」を実施及び教育委員会に周知。 ⇒令和2年度「子供の読書活動の推進事業」調査研究で実施</p> <p>○学校における読書活動の現状を調査し教育委員会へ周知及び周知。 ⇒令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」で実施</p>	<p>○引き続き、研修等において周知。</p>
12	<p>第三次基本計画においては、子供の不読率及び市町村推進計画の策定率について数値目標を設定していたが、本計画期間においてもこの達成を引き続き目指すこととする。つまり、子供の不読率を平成34年度に小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下とし、市町村推進計画の策定率を市100%、町村70%以上とすることを目指す。</p>	<p>【市町村推進計画策定状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今計画期間中の目標 市100%、町村70% ・令和3年度末現在 市93.9%、 町村74.4% <p>【不読率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今計画期間中の目標 小学生2%以下 中学生8%以下 高校生26%以下 ・令和3年度 小学生5.5% 中学生10.1% 高校生49.8% <p>(全国学校図書館協議会調査)</p>	<p>○策定状況調査を実施及び教育委員会に周知。 ⇒平成30年度～令和3年度に実施 ※令和2年度は新型コロナウイルスの関係で調査未実施</p> <p>○発達の段階による効果的な取組を支援 ⇒平成30年度は「子供の読書活動の推進事業」の読書コミュニティ拠点形成支援、令和元年度・2年度は同事業の発達段階に応じた読書活動の推進、令和3年度は同事業の新しい生活様式などを踏まえた読書活動の推進委託事業で支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 4件 ・令和元年度 7件 ・令和2年度 5件 ・令和3年度 4件 	<p>○策定状況調査(令和4年度末現在)を令和5年2月に実施予定。</p> <p>○引き続き委託事業で支援 ⇒「読書活動総合推進事業」で実施</p>

13	<p>国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、都道府県及び市町村が地域の実情に応じて自主的に実施する子供の読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。その際、本計画に掲げられた各種施策について、目的と手段を十分見極め、最小の経費で最大の効果を上げる観点から、有効性を検証するよう努める。</p>		<p>○発達の段階による効果的な取組を支援 ⇒平成30年度は「子供の読書活動の推進事業」の読書コミュニティ拠点形成支援、令和元年度・2年度は同事業の発達段階に応じた読書活動の推進、令和3年度は同事業の新しい生活様式などを踏まえた読書活動の推進委託事業で支援 ・平成30年度 4件 ・令和元年度 7件 ・令和2年度 5件 ・令和3年度 4件</p> <p>○学校図書館の図書、新聞、学校司書の整備等については、令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」を元に、地方交付税で支援 ⇒平成29年度から開始した「第5次学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、令和3年度までに単年度470億円、5か年で総額2,350億円の地方交付税措置が講じられた。</p>	<p>○引き続き委託事業で支援 ⇒「読書活動総合推進事業」で実施</p> <p>○学校図書館の図書、新聞、学校司書の整備等については、地方交付税で支援 ⇒令和4年度からの「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、令和8年度までに単年度480億円、5か年で総額2,400億円の地方交付税措置が講じられる予定。</p>
14	<p>国は、これらの施策の効果について点検及び評価を行い、必要に応じて施策を見直す。</p>			<p>「子どもの読書活動の推進に関する有識者会議」を設置予定</p>
	<p>■推進方策</p>			
	<p>I 発達段階に応じた取組</p>			
15	<p>読書を行っていない高校生の中には、中学校までに読書習慣が形成されていない傾向も見られることから、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。</p> <p>このためには、読書に関する発達段階ごとの特徴として例えば以下のような傾向があるとの指摘を踏まえつつ、乳幼児、児童、生徒の一人一人の発達や読書経験に留意し、家庭、地域、学校において取組が進められることが重要である。また、学校種間の接続期において生活の変化等により子供が読書から遠ざかる傾向にあることに留意し、学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることが重要である。</p>		<p>○発達の段階による効果的な取組を支援 ⇒平成30年度は「子供の読書活動の推進事業」の読書コミュニティ拠点形成支援、令和元年度・2年度は同事業の発達段階に応じた読書活動の推進、令和3年度は同事業の新しい生活様式などを踏まえた読書活動の推進委託事業で支援 ・平成30年度 4件 ・令和元年度 7件 ・令和2年度 5件 ・令和3年度 4件</p>	<p>○引き続き委託事業で支援 ⇒「読書活動総合推進事業」で実施</p>
	<p>II 家庭における取組</p>			
	<p>(1) 家庭の役割</p>			
16	<p>このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子供と一緒に本を読んだり、図書館に向かいに行ったりするなど、工夫して子供が読書に親しみきっかけを作ることが重要である。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子供に働き掛けることが望まれる。</p>		<p>○発達の段階による効果的な取組を支援 ⇒平成30年度は「子供の読書活動の推進事業」の読書コミュニティ拠点形成支援、令和元年度・2年度は同事業の発達段階に応じた読書活動の推進、令和3年度は同事業の新しい生活様式などを踏まえた読書活動の推進委託事業で支援 ・平成30年度 4件 ・令和元年度 7件 ・令和2年度 5件 ・令和3年度 4件</p>	<p>○引き続き委託事業で支援 ⇒「読書活動総合推進事業」で実施</p>
	<p>(2) 家庭における読書を支援する取組</p>			
17	<p>具体的には、保護者を対象とした家庭教育に関する講座の開催、家庭教育支援の一環として行われる読み聞かせ会やわらべうたに親しむ活動をはじめとする家族が触れ合う機会の提供、お薦め本を掲載したリーフレットの作成とお薦め本の学校等への貸出し、国のホームページ等を活用した家庭における読書に関する情報提供等をはじめ、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての家庭における理解が促進され、家庭における読書活動の参考となるような取組が行われることが求められる。</p> <p>また、乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促す活動である「ブックスタート」や、家庭において子供を中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆(きずな)が一層深まることを目指す活動である「家読(うちどく)」が多く各市町村において行われているが、これらを含めた様々な取組が更に推進されることが望まれる。</p>		<p>○発達の段階による効果的な取組を支援 ⇒平成30年度は「子供の読書活動の推進事業」の読書コミュニティ拠点形成支援、令和元年度・2年度は同事業の発達段階に応じた読書活動の推進、令和3年度は同事業の新しい生活様式などを踏まえた読書活動の推進委託事業で支援 ・平成30年度 4件 ・令和元年度 7件 ・令和2年度 5件 ・令和3年度 4件</p> <p>○補助事業により、全国で乳幼児や小学生の子を持つ保護者等に家庭教育に関する講座等を開催し、その中で読み聞かせ会などの親子が触れ合う機会の提供を実施。</p>	<p>○引き続き委託事業で支援 ⇒「読書活動総合推進事業」で実施</p> <p>○引き続き補助事業で実施 ⇒「地域における家庭教育支援基盤構築事業」で実施</p>
	<p>III 地域における取組</p>			
	<p>1 図書館</p>			
	<p>(1) 図書館の役割</p>			
18	<p>子供にとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所である。また、保護者にとっても、子供に読ませたい本を選択したり、子供の読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所である。図書館は子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会、お話(ストーリーテリング)、講座、展示会等を実施するほか、子供の読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子供の読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。このような取組は、引き続き、図書館において充実させていくことが求められている。</p>		<p>○発達の段階による効果的な取組を支援 ⇒平成30年度は「子供の読書活動の推進事業」の読書コミュニティ拠点形成支援、令和元年度・2年度は同事業の発達段階に応じた読書活動の推進、令和3年度は同事業の新しい生活様式などを踏まえた読書活動の推進委託事業で支援 ・平成30年度 4件 ・令和元年度 7件 ・令和2年度 5件 ・令和3年度 4件</p>	<p>○引き続き委託事業で支援 ⇒「読書活動総合推進事業」で実施</p>

19	さらに、図書館は、図書館法及び「望ましい基準」等に基づき、地域における子供の読書活動の推進において中心的な役割を果たすよう努めることが望まれる。		○「望ましい基準」について、図書館司書専門講座、新任図書館長研修、地区別研修等の図書館関係者等に対する研修等において周知。	○引き続き、研修等において周知。
	(2) 図書館における読書を支援する取組			
	① 図書館等の整備			
20	公立図書館が未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれる。 既に公立図書館を設置している都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、子供の読書活動を一層促進するための環境整備を図るよう努める。 都道府県は、とりわけ、町村図書館の設置が十分に進んでいない現状を踏まえ、公立図書館が未設置の市町村に対して必要な指導・助言等を行い、市町村立図書館の設置を促す。国は、読書活動の推進を担う機関として図書館が果たす役割の重要性について、広く国民の理解を得るよう努める。	【図書館数】 ・都道府県立 59館 ・市(区)立 2,650館 ・町立 577館 ・村立 52館 ・法人立 22館 平成30年度「社会教育統計」(文部科学省)	○「望ましい基準」について、図書館司書専門講座、新任図書館長研修、地区別研修等の図書館関係者等に対する研修等において周知。	○引き続き、研修等において周知。
	② 移動図書館の活用			
21	移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子供等、より多くの子供に読書の機会を提供することを可能にするものである。移動図書館を運行する場合は、運行回数やサービスポイントの拡充に努め、子供やその保護者の視点に立ったきめ細かな図書館サービスの提供を図る。	【移動図書館】 ・保有館数 平成27年度：486館 平成30年度：476館 ・保有台数 平成27年度：566台 平成30年度：596台 「社会教育統計」(文部科学省)	○「望ましい基準」について、図書館司書専門講座、新任図書館長研修、地区別研修等の図書館関係者等に対する研修等において周知。 ○移動図書館の活用事例を含む、「公共図書館・学校図書館実践事例集」を教育委員会へ周知すると共に、図書館司書専門講座、新任図書館長研修、地区別研修等の図書館関係者に対する研修等において周知。 ⇒令和元年度予算「子供の読書活動の推進事業」の調査研究で実施	○引き続き、研修等において周知。
	③ 情報化の推進			
22	コンピューターやインターネット等の利用は、・・・(略)・・・いずれも、充実した図書館サービスの提供には欠かせないものであり、全ての図書館でこれらの設備やサービスが設置及び導入されるよう努める。	【利用者が利用できるコンピューターの設置割合】 平成27年：91.2% (3,039/3,331) 平成30年：91.1% (3,061/3,360) 「社会教育統計」(文部科学省) 【オンライン閲覧目録(OPAC)導入割合】 平成27年：88.8% (2,958/3,331) 平成30年：90.2% (3,031/3,360) 「社会教育統計」(文部科学省)	○「望ましい基準」について、図書館司書専門講座、新任図書館長研修、地区別研修等の図書館関係者等に対する研修等において周知。	○引き続き、研修等において周知。
	④ 子供の利用のためのスペース等の設置			
23	平成27年現在、児童室を設置している図書館の割合は63.6%であり、子供にとって図書館をより利用しやすいものとするため、図書館は、子供の利用のためのスペースの確保に努める。 地方公共団体は、子育て施策や福祉施策等の担当部局等との連携・協力を図り、子供にとって利用しやすい図書館の整備を促す。	【児童室設置割合】 平成27年：63.6% (2,119/3,331) 平成30年：64.8% (2,176/3,360) 「社会教育統計」(文部科学省)	○「望ましい基準」について、図書館司書専門講座、新任図書館長研修、地区別研修等の図書館関係者等に対する研修等において周知。	○引き続き、研修等において周知。
	⑤ 障害のある子供のための諸条件の整備・充実			
24	障害のある子供に対するサービスとして、図書館においては、点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等に努める。		○令和2年7月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を策定し、図書館において視覚障害者等の円滑な利用のための支援を充実すること等を規定。 ○障害のある子供に対する図書館利用に係るサービスの充実を図るため、先進的な事例や図書館を利用する障害者の理解促進を図る普及啓発のためのシンポジウムや、研修の実施、コンソーシアムの設置。 ⇒「図書館における障害者利用の促進事業」で実施(令和2年度～3年度) ○委託事業での取組事例をHP「図書館における障害者利用の促進」に掲載して周知。 ○文部科学省と厚生労働省が連携して、リーフレット「誰もが読書ができる社会を目指して～読書のカタチを選べる「読書バリエーション」～」を配布 ⇒令和3年度に配布、ホームページに掲載	○引き続き委託事業で支援 ⇒「図書館における障害者利用促進事業」で実施。

25	<p>平成 27 年現在、施設・設備については、障害者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する図書館は 93.5%に上るものの、録音図書を所有する図書館は 20.2%、点字図書等を所有する図書館は 39.4%、拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館は 49.1%にとどまっている。このため、図書館においては、録音図書等の製作を行う施設・団体等と連携するなど、障害のある子供が利用しやすい施設・設備を整備するよう努める。</p>	<p>【バリアフリー関係設備所有割合】 平成27年：93.5% (3,114/3,331) 平成30年：94.7% (3,181/3,360)</p> <p>【録音図書所有割合】 平成27年：20.2% (672/3,331) 平成30年：21.5% (724/3,360)</p> <p>【点字図書所有割合】 平成27年：39.4% (1,312/3,331) 平成30年：45.4% (1,525/3,360)</p> <p>【拡大読書器・拡大鏡所有割合】 平成27年：49.1% (1,635/3,331) 平成30年：52.2% (1,755/3,360)</p> <p>「社会教育統計」(文部科学省)</p>	<p>○令和2年7月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を策定し、図書館において視覚障害者等の円滑な利用のための支援を充実すること等を規定。</p> <p>○文部科学省と厚生労働省が連携して、リーフレット「誰もが読書ができる社会を目指して～読書のカたちを選べる「読書バリアフリー法」～」を配布。 ⇒令和3年度に配布、ホームページに掲載</p> <p>○「図書館における障害者利用の促進事業」で支援。 ⇒HP「図書館における障害者利用の促進」</p>	<p>○引き続き委託事業で支援 ⇒「図書館における障害者利用促進事業」で実施。</p>
⑥運営状況に関する評価等の実施				
26	<p>図書館は、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子供やその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会を提供するよう努める。</p> <p>目標の設定に関しては、図書館サービスその他の図書館の運営や子供の読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子供やその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるように努める。</p>		<p>○「望ましい基準」について、図書館司書専門講座、新任図書館長研修、地区別研修等の図書館関係者等に対する研修等において周知。</p>	<p>○引き続き、研修等において周知。</p>
⑦図書館資料の整備・提供				
27	<p>図書館は、多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し、十分な量の児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書(以下「児童・青少年用図書等」という。以下同じ。)を含む図書館資料(図書館法第3条に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)を整備して、充実した図書館サービスの提供に努める。</p> <p>公立図書館の図書館資料の整備については、地方交付税措置が講じられており、都道府県及び市町村は、公立図書館の図書館資料の計画的な整備が図られるよう引き続き努める。</p>		<p>○図書資料の整備について講じられている地方交付税措置について、図書館司書専門講座、新任図書館長研修、地区別研修等の図書館関係者等に対する研修等において周知。</p>	<p>○引き続き、研修等において周知。</p>
⑧子供や保護者を対象とした取組の企画・実施				
28	<p>図書館は、引き続き子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会、子供同士で行う活動等を企画し、実施することが求められる。これに当たっては、対象となる子供の特性や実施する場所等を踏まえて工夫することが望まれる。</p>		<p>○発達の段階による効果的な取組を支援 ⇒平成30年度は「子供の読書活動の推進事業」の読書コミュニティ拠点形成支援、令和元年度・2年度は同事業の発達段階に応じた読書活動の推進、令和3年度は同事業の新しい生活様式などを踏まえた読書活動の推進委託事業で支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 4件 ・令和元年度 7件 ・令和2年度 5件 ・令和3年度 4件 <p>○子ども読書の日の取組状況を調査し教育委員会に周知し、ホームページ掲載にも掲載した。⇒平成30年度、令和元年</p>	<p>○引き続き委託事業で支援 ⇒「読書活動総合推進事業」で実施</p>
⑨読書活動に関する情報提供				
29	<p>図書館のホームページの開設やメールマガジンの配信、ソーシャルメディアの活用等、インターネットを活用した情報発信も充実させるよう努める。平成27年現在、ホームページを開設している図書館は91.8%と平成23年と比べて21.1ポイント増加したが、メールマガジンの配信は10.1%、ソーシャルメディアの活用は12.6%にとどまっている。全ての図書館において、インターネット等を活用した子供の読書活動に関する積極的な情報提供が行われるよう促す。</p>	<p>【ホームページ開設割合】 平成27年：91.8% (3,040/3,313) 平成30年：93.1% (3,109/3,341)</p> <p>【メールマガジン配信割合】 平成27年：10.1% (336/3,313) 平成30年：11.7% (392/3,341)</p> <p>【ソーシャルメディア活用割合】 平成27年：12.6% (419/3,313) 平成30年：27.7% (925/3,341)</p> <p>「社会教育統計」(文部科学省)</p>	<p>○ホームページやSNSの活用事例を含む「公共図書館・学校図書館実践事例集」を教育委員会へ周知すると共に、図書館司書専門講座、新任図書館長研修、地区別研修等の図書館関係者に対する研修等において周知。 ⇒令和元年度予算「子供の読書活動の推進事業」の調査研究で実施</p>	<p>○引き続き、研修等において周知。</p>
(3) 連携・協力				
①学校図書館等との連携・協力				

30	<p>子供の読書環境をより充実させるため、図書館相互の連携・協力のみならず、学校図書館や公民館図書室等とも連携・協力し、蔵書の相互利用や事業の共同開催を行うよう努める。特に、図書館や学校図書館との連携・協力体制を強化し、団体貸出しや相互貸借を行うとともに、図書館職員が学校を訪問し読み聞かせを行うなどの取組を積極的にを行うよう努める。</p> <p>また、図書館は、民間団体、保健所、保健センター、保育所等と積極的に連携・協力し、取組の充実に努めることも重要である。これらの機関においても、子供が利用しやすい環境整備、児童・青少年用図書等の整備に取り組むとともに、子供の読書活動に資する行事や講座等の充実、資料の展示等の取組が行われることが望ましい。</p> <p>国、都道府県及び市町村は、図書館と関係機関が連携して行う子供の読書活動を推進する様々な取組の実施を促す。</p>		<p>○様々な機関との連携、協力の事例を収集し、「公共図書館・学校図書館実践事例集」（公共図書館127件、学校図書館100件）を教育委員会へ周知すると共に、図書館司書専門講座、新任図書館長研修等でも周知。 ⇒令和元年度予算「子供の読書活動の推進事業」の調査研究で実施</p>	○引き続き、研修等において周知。
	②ボランティア活動の推進			
31	<p>図書館におけるボランティア活動は、子供の読書活動の推進にも大きな役割を果たしており、絵本専門士等読書活動に関する専門的知識を有する者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ることが望ましい。図書館はボランティア登録制度の導入等により、多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための研修等も実施するよう努める。</p> <p>各地域において、幅広い地域住民の参画を得て地域全体で子供たちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」を推進するための「地域学校協働本部」の整備が進められており、放課後等における様々な学習・体験プログラムを提供する「放課後子供教室」等の取組が実施されている。図書館は、これらの取組とも積極的に連携・協力し、子供の読書活動の推進に資する学校図書館等の支援や読み聞かせの実施、子供の読書活動に関する研修機会の提供等、地域における子供の読書活動の充実を図ることが望ましい。</p>		<p>○「望ましい基準」について、図書館司書専門講座、新任図書館長研修、地区別研修等の図書館関係者等に対する研修等において周知。</p> <p>○子供たちへの読み聞かせや読書活動、図書館等と連携した取組を推進しており、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、地域と学校が連携・協働した活動を実施できるよう必要な予算を措置。</p> <p>○各地域において、コミュニティ・スクールと一体となって、幅広い地域住民等の参画により、放課後の様々な学習や体験活動の場を提供する「放課後子供教室」等の「地域学校協働活動」が進められており、学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等、子どもの読書活動の推進に資する取組を行っている例もある。</p>	<p>○引き続き、研修等において周知。</p> <p>○引き続き、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」により、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進のための支援を行う。</p>
	(4) 司書及び司書補の専門的職員の配置・研修			
	①司書及び司書補の適切な配置			
32	<p>公立図書館の職員の配置については、地方交付税措置が講じられており、都道府県及び市町村は、司書及び司書補の適切な配置に引き続き努める。国は、司書及び司書補の専門性やその役割の重要性について改めて周知を図り、積極的な配置を促す。</p>	<p>【図書館職員の司書数】 ・平成27年 19,015人 (47.7%) ・平成30年 20,130人 (48.7%)</p> <p>【図書館職員の司書補数】 ・平成27年 450人 (1.1%) ・平成30年 438人 (1.0%)</p>	○図書資料の整備について講じられている地方交付税措置について、図書館関係者等に対する研修等において周知。	○引き続き、研修等において周知。
	②司書及び司書補の研修の充実			
33	<p>司書及び司書補は、図書館における専門的職員として、児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子供の発達段階に応じた図書の選択に関する知識、子供の読書指導に関する知識・技術等を身に付け、子供やその保護者に対して、図書に関する案内や助言を行うとともに、子供の読書活動に関する相談等に応じるよう努める。さらに、学校と積極的に連携し、児童生徒や教職員に読み聞かせや本の案内、図書館の利用についてのガイダンスを行うなど、子供の読書活動がより活発となるよう、様々な取組を行う。</p>		<p>○図書館関係者の研修を行った。 ・図書館司書専門講座 1機関 ・新任図書館長研修 1大学 ・図書館地区別研修 6地区 ⇒平成30年度～令和3年度は「社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業」で実施。</p>	○引き続き委託事業で支援 ⇒「社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業」で実施
34	<p>国及び都道府県教育委員会は、図書館法第7条の規定に基づき、司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力等の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施するよう努める。</p>		<p>○図書館関係者の研修を行った。 ・図書館司書専門講座 1機関 ・新任図書館長研修 1大学 ・図書館地区別研修 6地区 ⇒平成30年度～令和3年度は「社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業」で実施。</p> <p>○学校図書館担当指導主事協議会を開催するとともに、冊子『1人1台端末時代の学校図書館担当指導主事の仕事と知識』を配付。</p>	○引き続き委託事業で支援 ⇒「社会教育を推進するための指導者の資質向上等事業」で実施
	2 その他			
	(1) 国立国会図書館			

35	<p>国立国会図書館「国際子ども図書館」では、納本制度による児童・青少年用図書等の収集・保存、外国の児童・青少年用図書等の広範な収集、関連資料の収集・保存を行うほか、公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援を行っている。</p> <p>また、「国際子ども図書館」は、インターネットによる児童・青少年用図書等に係る各種情報の提供、全国の図書館職員に対する講座の実施、講師の派遣等を行うとともに、情報交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため、「国際子ども図書館」は、図書館、学校図書館等との連携・協力を推進する。</p>		<p>○デジタル社会における環境の変化に対応するため、令和3年度から令和7年度を計画期間とする「国際子ども図書館基本計画2021-2025」を令和3年3月に策定。</p> <p>○継続して資料の収集保存に取り組み、令和3年度末時点の所蔵資料は、図書（国内）約32万冊、図書（海外）約12万冊、雑誌（国内）約1,900タイトル、雑誌（海外）約200タイトル。</p> <p>○「学校図書館セット貸出し」事業では、4か年で延べ725校に30,214点の貸出しを実施し、学校図書館を支援した。</p> <p>○国立国会図書館サーチ、国立国会図書館オンラインを通じて児童書・関連資料の書誌データを提供。国立国会図書館デジタルコレクションを通じて、デジタル化された児童書・関連資料を提供。</p> <p>○所蔵する豊富な外国資料の魅力を広く一般に紹介するため、世界の各国・地域をテーマとした展示会等を継続的に実施。</p> <p>○利用者等に対して広く迅速に情報発信を行い、その認知度を高めること等を目的として、Twitter、YouTube、メルマガ等により国際子ども図書館に関する広報情報を発信。</p> <p>○海外で翻訳刊行された日本の児童書の情報をより活用しやすく一覧性に優れた形式で提供し、児童書の翻訳刊行状況に関する調査研究等に資するため、日本の児童書と、それに対応する海外で翻訳刊行された児童書の書誌情報6,594件（令和3年度末現在）を一覧にしたデータを提供。</p> <p>○児童サービスに従事する図書館員等の幅広い知識の修得を目的として、児童文学連続講座を年に1回実施。</p> <p>○世界各国から児童書・児童図書館関係者を招へいし、意見交換、関係構築を図るとともに、講演会等を開催。</p> <p>○公共図書館、図書館関係団体等の依頼により、研修会等の講師を担当。</p> <p>○児童サービス関係者が館種や地域を超えて会し、特定のテーマについて最新の情報や動向を学び、事例紹介・意見交換・相互交流を行う場を提供。</p> <p>○児童書のサービスに関わる機関の長が、子どもの本と読書に係る最新の動向の報告及び意見交換を行うことにより協力関係を深めること等を目的に、懇談会を年に1回開催。</p>	<p>○引き続き、資料の収集保存、学校図書館セット貸出等を実施。</p> <p>○児童書、図書館における児童サービス、子どもの読書・情報リテラシーの向上等に関する講演会やイベントの実施及びウェブコンテンツの配信。</p> <p>○児童書に関する情報、子どもの読書活動推進に資する情報を、よりアクセスしやすい形で提供。</p> <p>○研修・交流プログラムをオンライン形式も併用して実施。</p>
	(2) 大学図書館			
36	<p>子供の読書活動を推進する上で、大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。このため、大学図書館は一般開放や所蔵資料の図書館への貸出し等、地域や図書館と大学図書館の連携・協力を推進する。</p>		<p>○令和2年度には国公私立大学 800校のうち、92.5%が学外者の図書館利用を認めている。また、80.0%が所蔵資料の学外図書館への貸出しを行っている。（令和3年度「学術情報基盤実態調査」）</p>	<p>○令和4年度学術情報基盤実態調査を令和4年9月に実施し、令和3年度の学外者への図書館利用の公開状況や、学外図書館への所蔵資料の貸出状況を調査し結果を公表する。</p>
	(3) 公民館図書室等			
37	<p>公民館図書室等は、身近な読書活動を行う施設として機能していることも多いことから、図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ等の子供の読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望ましい。</p>		<p>○公民館図書室の事例、公民館との連携事例を含む「公共図書館・学校図書館実践事例集」を教育委員会へ周知すると共に、図書館司書専門講座、新任図書館長研修、地区別研修等の図書館関係者に対する研修等において周知。 ⇒令和元年度予算「子供の読書活動の推進事業」の調査研究で実施</p>	<p>○引き続き、研修等において周知。</p>
	(4) 児童館			

38	とりわけ、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々による読み聞かせやお話（ストーリーテリング）等の活動は、図書館における諸活動と同様、子供が読書に親しむ契機となっているため、都道府県及び市町村は、これらの活動が一層推進されるよう促す。		<p>○地域で優れた読書活動をする団体（個人）に対して文部科学大臣表彰を実施し、表彰者の取組事例をHPに掲載。</p> <p>○児童館は、遊戯室、図書室等の設備を有し、地域における遊び及び生活の援助等を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的として、各地域において様々な活動を実施している。</p> <p>○児童館における遊びのプログラムの一環として、プログラムの導入に向けてや、プログラムを通じて子ども達に伝えたいことが盛り込まれた紙芝居や絵本の読み聞かせなどを行っている例もある。</p>	○HP「子ども読書の情報館」に令和4年度の文部科学大臣表彰者の取組事例を掲載
	(5) 放課後子供教室、放課後児童クラブ等			
39	放課後や休日に子供たちが集まる放課後子供教室、放課後児童クラブ等の地域の居場所についても、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ながら、子供が読書に親しむ取組を行うことが重要である。		<p>○放課後児童クラブは、遊びを豊かにするための遊具及び図書等を備え、年齢に応じた遊びや活動ができるように空間や設備、備品等を工夫することとしており、読書に親しむ環境の整備も含め、各地域において様々な活動を実施している。</p> <p>○子供たちへの読み聞かせや読書活動、図書館等と連携した取組を推進しており、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、地域と学校が連携・協働した活動を実施できるよう必要な予算を措置。</p> <p>○各地域において、コミュニティ・スクールと一体となって、幅広い地域住民等の参画により、放課後の様々な学習や体験活動の場を提供する「放課後子供教室」等の「地域学校協働活動」が進められており、学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等、子どもの読書活動の推進に資する取組を行っている例もある。</p>	○引き続き、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」により、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進のための支援を行う。
	IV 学校等における取組			
	1 幼稚園、保育所等			
	(1) 幼稚園、保育所等の役割			
40	乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等は、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待される。 あわせて、幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる。		○第4次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画について、自治体関係者等を対象とした会議において周知。	○引き続き、各種会議で周知。
	(2) 幼稚園、保育所等における取組			
41	幼稚園教育要領や保育所保育指針等の理解を促進することや幼稚園、保育所等における図書の整備への支援等を通じて、幼稚園、保育所等において、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促す。 幼稚園、保育所等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。また、幼稚園、保育所等は図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書を選定することが望ましい。 また、異年齢交流において、小中学生が幼稚園、保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子供が絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。		<p>○「幼稚園施設整備指針」（平成30年3月）では、図書スペースの施設整備についても掲載している。</p> <p>○「幼稚園施設整備指針」（平成30年3月）の改訂を受けて作成した事例集「これからの幼稚園施設」（令和元年6月）では、図書スペースも含め、先進的な事例を紹介するとともに、地方公共団体等へ周知するなど普及啓発を図った。</p> <p>○幼稚園教育要領の領域「言葉」のねらいにおいて、「日常生活に必要な言葉が分かるようになる」とともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。」としており、幼稚園教育要領については文部科学省のホームページ等を通じて周知を図っている。</p> <p>○保育所保育指針において、「日常生活に必要な言葉が分かるようになる」とともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。」としており、保育所保育指針については厚生労働省のホームページ等を通じて周知を図っている。</p> <p>○幼保連携型認定こども園教育・保育要領の領域「言葉」のねらいにおいて、「日常生活に必要な言葉が分かるようになる」とともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育教諭等や友達と心を通わせる。」としており、幼保連携型認定こども園教育・保育要領については内閣府のホームページ等を通じて周知を図っている。</p>	○引き続き、各種会議で周知。
	2 小学校、中学校、高等学校等			
	(1) 小学校、中学校、高等学校等の役割			

42	<p>これらを踏まえ、学校においては、全ての子供が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うとともにそのための環境を整備する。その際、子供の読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが求められる。</p>		<p>○図書の更新・購入、新聞の複数紙配備、学校司書配置について、地方交付税措置の活用を教育委員会へ通知した。 ⇒第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定について（通知）（令和4年1月24日総合教育政策局長）</p> <p>○学校図書館担当指導主事協議会を開催するとともに、冊子『1人1台端末時代の学校図書館担当指導主事の仕事と知識』を配付。</p>	○引き続き、各種会議で周知。
	(2) 小学校、中学校、高等学校等における取組			
	①小学校、中学校、高等学校等における読書指導			
43	<p>小学校、中学校、高等学校等の各学校段階において、子供が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要である。具体的には、以下の活動が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全校一斉の読書活動 ・推薦図書コーナーの設置 ・卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標設定 ・子供が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動、読書会、ペア読書、お話（ストーリーテリング）、ブックトーク、アニメーション、書評合戦（ビブリオバトル）等の子供同士で行う活動 <p>全校一斉の読書活動については、現在3万校弱の学校において朝の始業時間前に読書の時間を設ける「朝の読書」の活動が行われているが、このような活動は不読率の改善という観点から効果的である。高等学校等においても、自主性を尊重しつつ行われることが望まれる。</p> <p>子供同士で行う活動については、後述するように、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつながる重要なものである。</p>	<p>【全校一斉読書活動の実施割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校：90.5%（17,058/18,849） ・中学校：85.9%（7,832/9,120） ・高等学校：39.0%（1,340/3,436） <p>【推薦図書コーナーの設置割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校：79.4%（14,613/18,849） ・中学校：84.5%（6,341/9,120） ・高等学校：84.4%（2,196/3,436） <p>【目標とする読書量の設定割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校：50.0%（9,200/18,849） ・中学校：22.8%（1,714/9,120） ・高等学校：12.6%（327/3,436） <p>【ブックトークの実施割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校：35.6%（6,543/18,849） ・中学校：22.9%（1,721/9,120） ・高等学校：11.3%（294/3,436） <p>【読書会の実施割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校：14.1%（2,599/18,849） ・中学校：4.9%（371/9,120） ・高等学校：15.8%（412/3,436） <p>【ビブリオバトルの実施割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校：10.2%（1,884/18,849） ・中学校：23.5%（1,762/9,120） ・高等学校：37.7%（981/3,436） <p>令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）</p>	<p>○多様な読書活動の実態調査を行い、教育委員会へ周知。 ⇒令和2年度「学校図書館現状に関する調査」で実施</p>	○引き続き、各種会議で周知。
44	<p>また、新学習指導要領では、学習の基盤となる言語能力を育成するため、各学校において学校生活全体における言語環境を整えとともに、国語科を要として、各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること、あわせて、言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させることが示されている。</p> <p>具体的には、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善を図るとともに、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが求められている。</p>		○学校図書館担当指導主事連絡協議会において、周知。	○引き続き、各種会議で周知。
45	<p>海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介等児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進する。</p>		<p>○国内の学校図書館図書の整備計画に準じて、海外の日本人学校における学校図書館図書の充実を図った。 ○学校図書を活用した日本文化等の発信のためのプログラム開発を行った。</p>	○引き続き図書の整備や読書活動の実践事例の紹介を行う。
	②障害のある子供の読書活動			

46	<p>障害のある子供は、特別支援学校のみならず通常の学校にも在籍していることを踏まえ、全ての学校において障害のある子供もまた豊かな読書活動を体験できるよう、点字図書や音声図書など、一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料の整備が図られるとともに、学習指導要領等に基づき自発的な読書を促す指導が行われるための取組を推進する。</p>		<p>○令和2年7月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を策定し、図書館において視覚障害者等の円滑な利用のための支援を充実すること等を規定。</p> <p>○障害のある子供に対する図書館利用に係るサービスの充実を図るため、先進的な事例や図書館を利用する障害者の理解促進を図る普及啓発を行った。 ⇒令和2年度は「図書館における障害者利用の促進事業」においてシンポジウムを実施。</p> <p>○学校司書等研修会を実施。 ⇒令和2、3年度「図書館における障害者利用の促進」</p> <p>○文部科学省と厚生労働省が連携して、リーフレット「誰もが読書ができる社会を目指して～読書のカタチを選べる「読書バリアフリー法」～」を配布 ⇒令和3年度に配布</p> <p>○学校図書館担当指導主事連絡協議会において周知。</p> <p>○特別支援学校高等部学習指導要領において、読書活動の充実について記載。</p>	<p>○引き続き委託事業で学校司書等の研修の実施を支援 ⇒「図書館における障害者利用の促進」で実施</p> <p>○引き続き、各種会議で周知。</p>
	(3) 学校図書館			
	① 学校図書館の役割			
47	<p>学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、①児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場である「読書センター」としての機能、②児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、③児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。これからの学校図書館には、読書活動における利活用に加え、様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子供たちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を効果的に進める基盤としての役割が期待されている。これらを含め、学校においては、「学校図書館ガイドライン」を参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要である。</p>		<p>○「学校図書館ガイドライン」の活用について教育委員会へ通知した。 ⇒第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定について（通知）（令和4年1月24日総合教育政策局長）</p> <p>○学校図書館担当指導主事連絡協議会において周知。</p>	<p>○引き続き、各種会議で周知。</p>
48	<p>さらに、学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじまない子供の居場所となり得ること等も踏まえ、必要に応じ、地域の様々な人々の参画も得ながら、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが重要である。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。</p> <p>加えて、蔵書の貸出しの促進、子供に本を借りることを習慣化させる取組が図られることが重要である。</p>		<p>○学校図書館を活用した様々な読書活動の推進のための取組に対して支援 ⇒平成30年度及び令和元年度は「司書教諭及び学校司書の資質の向上等を通じた学校図書館改革」の学校図書館ガイドラインを踏まえた学校図書館利活用に係る調査研究事業、令和元年度・2年度は「学校図書館総合推進事業」の学校図書館の活性化に向けた調査研究事業で支援</p> <p>○開館時間の拡大に関する活躍事例を含む「学校図書館実践事例集」を教育委員会へ周知すると共に、関係者に対する研修等において周知。 ⇒令和元年度予算「子供の読書活動の推進事業」の調査研究で実施</p>	<p>○引き続き委託事業で支援 ⇒「読書活動総合推進事業」の図書館・学校図書館等を活用した読書活動の推進事業で実施</p>
	② 学校図書館の取組			
	ア 学校図書館資料の整備・充実			
49	<p>児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料（学校図書館法第2条に規定する図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料をいう。以下同じ。）を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実し、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えることが求められている。</p>	<p>【図書標準達成校の割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 平成28年：66.4% (13,023/19,604) 令和2年：71.2% (13,416/18,849) ・中学校 平成28年：55.3% (5,210/9,427) 令和2年：61.1% (5,572/9,120) 		

	<p>このため、文部科学省において、平成 29 年度から 33 年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備等 5 か年計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書等の更新を行うこととして、単年度約 220 億円、5 年間で総額約 1,100 億円の地方交付税措置が講じられている。学校図書館図書標準（平成 5 年 3 月 29 日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成が十分でない状況（平成 27 年度末（平成 23 年度末）：小学校 66.4%（56.8%）、中学校 55.3%（47.5%）22）を踏まえ、都道府県及び市町村においては、学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう、引き続き努め、本計画期間中に、全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成を目指す。また、新たな「学校図書館図書整備等 5 か年計画」においては、学校図書館への新聞配備のため、単年度約 30 億円、総額約 150 億円の地方交付税措置が新たに講じられた。学校図書館に新聞を配備している学校は、平成 27 年度末現在、小学校で約 41.1%、中学校で約 37.7%、高等学校で 91.0% であり 23、新聞を活用した学習を行うための環境が十分には整備されていないことを踏まえ、学校図書館への新聞配備の充実を促す。なお、私立学校についても、学校図書館資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。</p> <p>また、学校図書館においては、公共図書館や他の学校の学校図書館との連携・協力体制を強化し、相互貸借等を行うことが重要である。</p>	<p>【新聞の配備割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年：41.1%（8,061/19,604） 令和 2 年：56.9%（10,729/18,849） ・中学校 <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年：37.7%（3,557/9,427） 令和 2 年：56.8%（5,177/9,120） ・高等学校 <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年：91.0%（3,194/3,509） 令和 2 年：95.1%（3,269/3,436） 	<p>○「学校図書館の現状に関する調査」を実施し、公表した。 ⇒令和 2 年度に実施。</p> <p>○図書の更新・購入、新聞の複数紙配備の取組に対して、地方交付税措置の活用を各種会議で促した。 ⇒平成 30 年度から令和 3 年度に学校図書館指導主事担当者会議や、都道府県指導主事・管理主事担当者会議で説明</p> <p>○図書の更新・購入、新聞の複数紙配備の取組に対して、地方交付税措置の活用を教育委員会へ通知した。 ⇒第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」の策定について（通知）（令和 4 年 1 月 24 日総合教育政策局長）</p>	<p>○学校図書館の図書、新聞については、地方交付税で支援 ⇒令和 4 年度からの「第 6 次学校図書館図書整備等 5 か年計画」に基づき、図書については、令和 8 年度までに単年度 199 億円、5 か年で総額 995 億円の地方交付税措置が講じられる予定。また、新聞については、令和 8 年度までに単年度 38 億円、5 か年で総額 190 億円の地方交付税措置が講じられる予定。</p>
	イ 学校図書館施設の整備・充実			
50	<p>学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、新增築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っている。</p> <p>また、国は、学校図書館の施設整備に関する先進的な事例を紹介すること等により、各学校における多様な読書活動を促す施設整備の取組を支援する。</p>		<p>○学校図書館担当指導主事連絡協議会において、各教科等における学校図書館の活用や読書活動の推進等学校図書館の更なる利活用を促した。</p> <p>○施設整備に関する事例を含む「学校図書館実践事例集」を教育委員会へ周知すると共に、関係者に対する研修等において周知。 ⇒令和元年度予算「子供の読書活動の推進事業」の調査研究で実施</p> <p>○学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、新增築や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行った。</p> <p>○令和 4 年 3 月にとりまとめた報告書「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」等において、学校図書館の施設整備に関する先進的な事例を紹介するとともに、地方公共団体等へ周知するなど普及啓発を図った。</p>	○引き続き、各種会議で周知。
	ウ 学校図書館の情報化			
51	<p>教育用コンピューターをはじめとする学校における ICT 環境整備については、地方交付税措置による整備が進められており、引き続き、効果的かつ効率的な整備を進める。また、学校図書館、コンピューター教室、普通教室、特別教室等を校内 LAN で接続し、学校内のどこにあってても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備にも努めるとともに、学校のインターネット接続環境についても、児童生徒の調べ学習等の活動を展開していく上で大きな効果があることから、引き続き整備を促進する。</p> <p>これらの学校図書館の情報化を推進し、他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通じて、学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図る。</p>	<p>【インターネット（30bps以上）接続割合】（令和 3 年 3 月 1 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学校種：98.2% ・小学校：98.1% ・中学校：98.2% ・高等学校：99.1% <p>【学校図書館の蔵書をデータベース化している学校の割合】（令和 2 年 5 月 1 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 80.5% ・中学校 79.3% ・高等学校 92.2% 	<p>○コンピュータ活躍事例を含む「学校図書館実践事例集」を教育委員会へ周知すると共に、関係者に対する研修等において周知。 ⇒令和元年度予算「子供の読書活動の推進事業」の調査研究で実施</p> <p>○GIGAスクール構想に基づき、校内インターネット環境を整備。</p>	○引き続き、各種会議で周知。
	(4) 人的体制			
52	<p>子供の読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ学ぶことを教える大人の存在が極めて重要である。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は、より一層その機能を発揮することが可能となる。学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的になされるよう努めることが望ましい。これを踏まえ、司書教諭が中心となり、全ての教職員、学校司書、地域のボランティア等が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図り、児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。</p> <p>日々の読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、司書教諭や学校司書のみならず全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。各学校における校内研修や研究会等を通じた教職員間の連携を促すとともに、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実等に努める。</p> <p>特に、校長は学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされる必要があるとの認識を深めるため、例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として明示的に任命することも有効である。</p>	<p>【司書教諭の発令状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 <ul style="list-style-type: none"> 全体：68.0% 12 学級以上：99.3% 令和 2 年 <ul style="list-style-type: none"> 全体：69.9% 12 学級以上：99.2% ・中学校 <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 <ul style="list-style-type: none"> 全体：65.0% 12 学級以上：98.3% 令和 2 年 <ul style="list-style-type: none"> 全体：63.0% 12 学級以上：96.9% ・高等学校 <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 <ul style="list-style-type: none"> 全体：84.5% 12 学級以上：96.1% 令和 2 年 <ul style="list-style-type: none"> 全体：81.4% 12 学級以上：93.2% 	<p>○「学校図書館ガイドライン」の活用について教育委員会へ通知するとともに、学校図書館担当指導主事連絡協議会で周知。 ⇒第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」の策定について（通知）（令和 4 年 1 月 24 日総合教育政策局長）</p> <p>○学校図書館の専門的な職務を行う司書教諭を養成するための講習を国公立の大学並びに都道府県教育委員会、指定都市教育委員会に委託し、実施。 平成 30 年 39 機関 令和元年 38 機関 令和 2 年 35 機関 令和 3 年 32 機関</p>	○引き続き、各種会議で周知。 ○引き続き、委託事業で司書教諭養成講習を実施。 ⇒司書教諭養成講習：34 機関で実施予定

53	また、教職員を対象とした研修機会の充実等が図られるとともに、教員の養成課程において、各大学の主体的な判断により読書教育に関する取組が推進されることが期待される。		○子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成30年4月）について、教職課程認定に関する手引きを通じて大学に周知。	○引き続き手引きに掲載し、大学に周知予定。
	①司書教諭の配置			
54	<p>司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが必要である。</p> <p>学校図書館法第5条及び附則第2項の規定に基づく政令により、平成15年度以降、12学級以上の学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされており、各学校での配置が進められているが、引き続き司書教諭の配置を進めるとともに、司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を進める。</p> <p>また、司書教諭が学校図書館に関する業務に従事する時間を確保できるよう、教職員の協力体制の確立や、校務分掌上の配慮等の工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図る。</p>	<p>【司書教諭の発令状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年 全体：68.0% 12学級以上：99.3% 令和2年 全体：69.9% 12学級以上：99.2% ・中学校 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年 全体：65.0% 12学級以上：98.3% 令和2年 全体：63.0% 12学級以上：96.9% ・高等学校 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年 全体：84.5% 12学級以上：96.1% 令和2年 全体：81.4% 12学級以上：93.2% 	<p>○司書教諭の配置促進について各種会議で促した。</p> <p>⇒平成30年度から令和3年度に学校図書館指導主事担当者会議や、都道府県指導主事・管理主事担当者会議で説明。また、令和3年度は私立学校指導主事主管部課長会議で説明。</p> <p>○学校図書館の専門的な職務を行う司書教諭を養成するための講習を国公立の大学並びに都道府県教育委員会、指定都市教育委員会に委託し、実施。</p> <p>平成30年 39機関 令和元年 38機関 令和2年 35機関 令和3年 32機関</p>	○引き続き各種会議で周知を図るとともに、司書教諭養成講習についても実施。 ⇒司書教諭養成講習：34機関で実施予定
	②学校司書の配置			
55	<p>学校司書は、専ら学校図書館の職務に従事する職員である。学校図書館活動の充実を図るためには、学校司書を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていくことが有効である。</p> <p>厳しい財政状況にあるものの、学校司書を配置する公立小中学校は近年一貫して増加しており（平成28年4月（平成24年5月）：公立小学校59.3%（47.9%）、公立中学校57.3%（47.6%）25）、市町村において、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の必要性が強く認識されていることがうかがえる。こうした状況を踏まえ、公立小中学校に学校司書を配置するための経費として、平成29年度からの「学校図書館図書整備等5か年計画」において、新たに学校司書を位置付け、単年度約220億円、5か年総額約1,100億円の地方交付税措置が講じられている。都道府県及び市町村は、こうした措置の趣旨に鑑み、学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するため、学校司書の更なる配置に努めるとともに、研修の実施等学校司書の資質・能力の向上を図るための取組を行うことが期待される。</p> <p>また、「学校司書のモデルカリキュラム」については、学校司書が学校図書館で職務を遂行するに当たって、履修していることが望ましいとしたものである。学校司書の採用については、任命権者である都道府県、市町村、学校法人等の権限であり、これらに対して、モデルカリキュラムを周知し、モデルカリキュラムの履修者である学校司書の配置を促進することが適切である。</p>	<p>【学校司書の配置割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年：58.8%（11,561/19,647） 令和2年：69.1%（13,051/18,894） ・中学校 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年：57.1%（5,392/9,442） 令和2年：65.9%（6,027/9,143） 	<p>○「学校図書館の現状に関する調査」を実施し、公表した。 ⇒令和2年度に実施。</p> <p>○学校司書の配備の取組に対して、地方交付税措置の活用を各種会議で促した。 ⇒平成30年度から令和3年度に学校図書館指導主事担当者会議や、都道府県指導主事・管理主事担当者会議で説明</p> <p>○学校司書の配置の取組に対して、地方交付税措置の活用を教育委員会へ通知した。 ⇒第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定について（通知）（令和4年1月24日総合教育政策局長）</p>	○学校司書の配備については、地方交付税で支援 ⇒令和4年度からの「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、図書については、令和8年度までに単年度243億円、5か年で総額1,215億円の地方交付税措置が講じられる予定である。
	③その他			
56	図書委員等の子供が学校図書館の運営に主体的に関わり、学校図書館を利用して読書を広める活動を行うことも重要である。		○図書委員の活躍事例を含む「学校図書館実践事例集」を教育委員会へ周知すると共に、関係者に対する研修等において周知。 ⇒令和元年度予算「子供の読書活動の推進事業」の調査研究で実施	○引き続き、各種会議で周知。
	(5) 連携・協力			
57	子供の読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子供の読書活動を推進することが重要である。都道府県及び市町村は、幅広い地域住民等の参画による「地域学校協働活動」として実施される学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等の活動を推進することを通じて、地域の図書館との連携や子供の読書活動の充実を図ることが有効である。		○子供たちへの読み聞かせや読書活動、図書館等と連携した取組を推進しており、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、地域と学校が連携・協働した活動を実施できるよう必要な予算を措置。 ○各地域において、コミュニティ・スクールと一体となって、幅広い地域住民等の参画により、放課後の様々な学習や体験活動の場を提供する「放課後子供教室」等の「地域学校協働活動」が進められており、学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等、子どもの読書活動の推進に資する取組を行っている例もある。	○引き続き、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」により、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進のための支援を行う。
	V 子どもの読書への関心を高める取組			

58	<p>成長に伴い他の活動への関心が高まり、相対的に読書の関心度合いが低くなっている子供も見られることから、引き続き読書への関心を高める取組を行うことも必要である。</p> <p>特に高校生の時期の子供の読書への関心を高めるためには、友人等の同世代の者とのつながりを生かし、子供同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動が行われることが有効と考えられる。その際、ゲーム感覚で行う手法を取り入れることも有効である。こうした取組を通じ、「心に残る一冊の本」と出会う読書のきっかけになるとともに、本の理解を深めることにつなげていくことが重要である。</p> <p>本についての話合いや批評をすることは、読む本の幅を広げるきっかけとなったり、他者の異なる考えを知り、それを受容したり改めて自分自身の考えを見つめ直す経験ができたりするといった点でも重要なものである。</p> <p>例えば既に以下のような取組が各地域で行われてきており、これらを参考に、必要に応じて高校生の時期の子供以外も対象としつつ、取組が行われることが期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書会 数人で集まり、本の感想を話し合う活動である。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。 ・ペア読書 二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動である。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。 ・お話（ストーリーテリング） 語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動である。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。 ・ブックトーク 相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介すること。テーマから様々なジャンルの本に触れることができる。 ・アニメーション 読書へのアニメーションとは、子供たちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形がある。 ・書評合戦（ビブリオバトル） 発表者が読んで面白かった本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動である。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。 ・図書委員、「子ども司書」、「読書コンシェルジュ」等の活動子供が図書館や読書活動について学び、お薦め本を選定して紹介したり、同世代の子供を対象とした読書を広める企画を実施したりする活動である。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子供の読書のきっかけを作り出すものである。 ・子供同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組 参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める活動である。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものである。 <p>また、子供の読書への関心を高めたり、読書の幅を広げたりするきっかけとなるよう、例えば、マンガやアニメ・ゲームといった本以外のものの内容や作者に関連した本から紹介することを含め、個人の読書経験や興味関心に寄り添いながら本を紹介する方法も有効であると考えられる。</p>		<p>○読書への関心を高める効果的な取組を支援 ⇒平成30年度は「子供の読書活動の推進事業」の読書コミュニティ拠点形成支援、令和元年度・2年度は同事業の発達段階に応じた読書活動の推進、令和3年度は同事業の新しい生活様式などを踏まえた読書活動の推進委託事業で支援</p> <p>○「子供の読書キャンペーン」特設ページにおいて、著名人のおすすめ本を紹介 ⇒令和2年3月に特設ページを開設</p>	○引き続き委託事業で支援 ⇒「読書活動総合推進事業」で実施
VI	民間団体の活動に対する支援			
2	民間団体の活動に対する支援			
59	<p>国は、子供の読書活動の推進を図る民間団体やボランティアの活動を一層充実させ、情報交流や合同研修等を通じてこれら相互間のネットワークの構築を図るため、民間団体やボランティアの取組を周知するとともに、「子どもゆめ基金」をはじめとした助成等を行う。</p> <p>また、都道府県及び市町村においては、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組等の状況を把握するとともに、子供の読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方を講ずることが期待される。</p>		<p>○「子供の読書キャンペーン」特設ページにおいて、読書関係団体等の取組を紹介 ⇒令和2年3月に特設ページを開設</p> <p>○子供の読書活動に対し、「子どもゆめ基金」による助成を実施 ・平成30年度 487件 ・令和1年度 524件 ・令和2年度 508件 ・令和3年度 407件</p>	○引き続き実施
VII	普及啓発活動			
1	普及啓発活動の推進			

	(1) 「子ども読書の日」を中心とした全国的普及啓発の推進			
60	<p>このため、国、都道府県及び市町村は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」(10月27日)においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。</p> <p>また、国は、都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体、書店等の民間企業等と連携を図りながら、ポスター等の作成・配布等を通じて全国的普及啓発を図る。</p>		<p>○「子ども読書の日」に関する取組予定状況調査を各都道府県及び市区町村に対して行い、「子ども読書の情報館」サイトで公表 ⇒平成30年度から実施 ※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、調査を中止</p> <p>○国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるため「子どもの読書活動推進フォーラム」を実施 ⇒平成30年度から実施</p> <p>○「子ども読書の日」啓発ポスターの制作 ⇒平成30年度から実施</p>	○引き続き実施
	(2) 各種情報の収集・提供			
61	<p>国は、子供の読書活動の効果、インターネット等を用いて子供の読書活動を推進する取組等に関する調査研究を行うとともに、子供や子供の読書活動に関する現状のデータ、優良事例等の情報を収集し、これを子供の読書活動の推進に関するホームページを活用するなどして広く提供する。また、国は、各大学の主体的な判断により教員の養成課程において読書教育に関する取組が推進されるよう、必要な情報の収集・提供に努める。</p>		<p>○各種情報の収集・提供 ⇒平成30年度に調査研究「新しい時代における電子メディアと読書に関する調査、令和2年度に調査研究「電子図書館及び電子書籍を活用した子供読書活動推進に関する実態調査」を行い、文部科学省のホームページに掲載し、周知</p> <p>○子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成30年4月)について、教職課程認定に関する手引きを通じて大学に周知。</p>	○引き続き手引きに掲載し、大学に周知予定。
62	<p>都道府県及び市町村は、子供の読書活動の実態や、域内の学校、図書館、民間団体における先駆的・モデル的な取組に関する情報を収集し、これを提供するよう努める。</p>		<p>○様々な機関との連携、協力の事例を含む「学校図書館実践事例集」を教育委員会へ周知すると共に、関係者に対する研修等において周知。 ⇒令和元年度予算「子供の読書活動の推進事業」の調査研究で実施</p>	○引き続き、各種会議で周知。
63	<p>このほか、国、都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体、民間企業等は、子供の読書活動を通じて相互理解と友情を深めることを目的とした国際交流を推進するよう努める。</p>		<p>○国際交流員との連携イベントや多文化サービスの事例を収集した「公共図書館実践事例集」を教育委員会へ周知すると共に、図書館司書専門講座、新任図書館長研修、地区別研修等の図書館関係者に対する研修等において周知。 ⇒令和元年度予算「子供の読書活動の推進事業」の調査研究で実施</p> <p>○独立行政法人国立青少年教育振興機構において、「日中韓子ども童話交流事業」を実施。 ※令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期。</p>	<p>○引き続き、各種会議で周知。</p> <p>○「日中韓子ども童話交流事業」の3か国での開催は延期。(日本単独で開催予定。)</p>
	2 優れた取組の奨励			
64	<p>国は、子供の読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子供の読書活動についての関心と理解を深める。</p>		<p>○「子どもの読書活動推進フォーラム」にて、優れた図書館等の表彰式を実施。また事例発表の場を設定し、普及啓発を実施。 ⇒平成30年度から実施</p>	○HP「子ども読書の情報館」に令和4年度の文部科学大臣表彰者の取組事例を掲載
	(1) 優れた取組に対する表彰等			
65	<p>国は、子供の読書活動を推進するため、子供が読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰等を行うことにより、その取組の奨励を図る。子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人)大臣表彰の平成25年度から29年度までの表彰実績は合計1,200件である(学校688件、図書館233件、団体259件、個人20人)。</p>	<p>【大臣表彰】 平成30年度から令和4年度 合計1,152件(学校669件、図書館229件、団体232件、個人22人)</p>	<p>○「子どもの読書活動推進フォーラム」にて、優れた図書館等の表彰式を実施。また事例発表の場を設定し、普及啓発を実施。 ⇒平成30年度から令和4年度</p>	○HP「子ども読書の情報館」に令和4年度の文部科学大臣表彰者の取組事例を掲載
	(2) 優良な図書の普及			
66	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第8項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦している。</p> <p>このような優良な図書は、地域における子供の読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及する。</p>		<p>○民間団体と連携し、優良図書を周知・普及 ⇒令和2年3月に文部科学省HPに特設ページを開設 https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/campaign_2021.html</p> <p>○社会保障審議会福祉文化分科会にて児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦した。 (平成30年度) ・推薦作品数:27作品 ・うち特別推薦作品数:8作品</p> <p>(令和元年度) ・推薦作品数:23作品 ・うち特別推薦作品:9作品</p> <p>(令和2年度) ・推薦作品数:23作品 ・うち特別推薦作品数:8作品</p> <p>(令和3年度) ・推薦作品数:41作品 ・うち特別推薦作品数:8作品</p>	<p>○引き続き文部科学省HPにて優良図書を周知・普及。</p> <p>○引き続き児童の福祉に資する出版物の推薦及び周知・普及に努めていく。</p>

○例年、児童福祉文化財に選定された出版物を紹介するポスターやチラシ、年報を配布することで優良な図書の周知・普及を行っている。

(主な配布先)

- ・児童福祉施設等
- ・都道府県立図書館
- ・関係団体等